

平成30年10月12日
福祉保健部生活衛生課農産物の放射性物質の検査結果について
(10月12日検査分)

県内で流通していた農産物について新潟県が検査したところ、結果は以下のとおりでした。

検査機関：(一財) 上越環境科学センター

		品目	産地	検査結果 (単位：ベクレル/kg)				食品衛生法の判定
				放射性セシウム			放射性ヨウ素	
				セシウム 134	セシウム 137	計		
新潟県産	1	きゅうり	新潟市	検出されず (3.3未満)	検出されず (3.7未満)	検出されず (7.0未満)	検出されず (3.3未満)	適合
	2	だいこん	新潟市	検出されず (3.9未満)	検出されず (4.1未満)	検出されず (8.0未満)	検出されず (2.8未満)	適合
県外産	3	こまつな	茨城県	検出されず (3.5未満)	検出されず (4.1未満)	検出されず (7.6未満)	検出されず (3.6未満)	適合
	4	はくさい	長野県	検出されず (3.1未満)	検出されず (3.9未満)	検出されず (7.0未満)	検出されず (3.5未満)	適合

食品衛生法の規格基準 (一般食品)	100	基準なし
-------------------	-----	------

注 カッコ内の数値 (「〇未満」の〇など) は検出限界値*です。表中の「検出されず」という表記は、検出限界値が〇ベクレル/kgの測定で、放射性物質が検出されなかったことを意味します。

※検出限界値とは・・・測定において検出できる最小値であり、放射性物質の測定では、同じ機器で測定しても、検体ごとに検出限界値は変動します。

＜この記載事項に関する問い合わせ先＞
福祉保健部生活衛生課
電話 025-280-5205
内線 2674